

若年層の投票率向上推進計画策定ワーキンググループ設置要綱

(設置目的)

第1条 選挙の投票率が他の世代と比較して低い若年層の投票率向上を目的とした計画を策定するに当たり、具体的な選挙啓発の方策等について検討するため、若年層の投票率向上推進計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(組織)

第2条 ワーキンググループは、委員10名以内をもって組織する。

- 2 ワーキンググループの委員は、選挙管理委員会委員長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第3条 ワーキンググループに座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、ワーキンググループの会務を総括する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第4条 ワーキンググループは、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者にワーキンググループへの出席を求め、その意見を聴取することができる。

(その他)

第5条 ワーキンググループの庶務は、選挙管理委員会が行う。

- 2 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3（2021）年7月15日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初のワーキンググループは選挙管理委員会委員長が招集する。